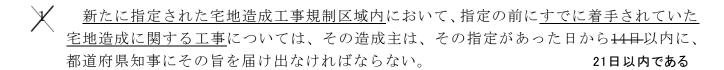
法令上の制限⑥

宅地造成等規制法 その他法令上の制限

〇×式確認問題 【解答【解説】

【宅地造成等規制法】



- (2) 宅地造成工事規制区域内において行われる許可を受けなければならない宅地造成工事については、その造成主は、都道府県知事の許可を受けなければならない。
- 宅地造成工事規制区域内に宅地において行われる<u>切土</u>による土地の形質の変更に関する工事で、当該宅地に<u>高さ1.5m</u>のがけが生じ、かつ、その<u>面積が500㎡</u>のときには、造成主は、あらかじめ都道府県知事の許可を受けなければならない。

切土2m超又は面積500㎡超であれば許可が必要であるが、どちらも超えていないので許可は不要

宅地造成工事規制区域内において、<u>農地の造成</u>のため10万㎡の土地について盛土を行う場合、宅地造成に関する工事の許可を受けなければならない。 農地の造成は、宅地造成に該当せず、許可は不要である

宅地造成工事規制区域内の宅地において、地表水等を排除するための排水施設の除却工事を行おうとする者は、宅地造成に関する工事の許可を受けた場合を除き、工事に着手する10日前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

工事着手の14日前までに届出なければならない。10日前ではない

【その他法令上の制限】



<u>河川法</u>によれば、河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者は、河川管理者の同意を得なければならない。

河川管理者の許可を受けなければならない。同意を得るのではない

- (2) <u>自然公園法</u>によれば、<u>国立公園の特別地域内</u>においては、<u>環境大臣の許可</u>を受けなければ、原則として工作物を新築してはならない。
- (3) <u>生産緑地法</u>によれば、<u>生産緑地地区内</u>においては、<u>市町村長の許可</u>を受けなければ、原則として、建築物の新築をしてはならない。
- 4 <u>都市緑地法</u>によれば、<u>特別緑地保全地区内</u>においては、<u>都道府県知事の許可</u>を受けなければ、原則として、建築物の新築をしてはならない。

「市の区域内にあっては当該市の長の許可」という規定はあるが、原則、都道府県知事の許可と覚えればよい

地すべり等防止法によれば、地すべり防止区域内において、地下水の排水施設の機能を 阻害する行為をしようとする者は、都道府県知事の認可を受けなければならない。

許可を受ける。認可ではない